令和７年度保育園入園のご案内

豊山町マスコットキャラクター
地空人（ちくうじん）くん

【　目　次　】

１　町立保育園の案内　・・・　Ｐ１
２　保育年齢　・・・　Ｐ３
３　入園手続き　・・・　Ｐ３
４　入園判定基準　・・・　Ｐ４
５　入園申込の受付・内科健診・面接
　（令和７年４月入園）　・・・　Ｐ５
６　入園申込の受付・内科健診・面接
　（令和７年５月以降入園）　・・・　Ｐ６
７　保育認定区分及び保育料等　・・・　Ｐ７

豊山町　生活福祉部　子ども応援課

１　町立保育園の案内

１．保育目標

豊山町立保育園では、「豊かに伸びていく可能性を内に秘めている子どもたちが、現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う」という保育目標を掲げています。

２．保育時間

開園時間	豊山保育園　午前７時３０分～午後６時３０分 冨士保育園　午前７時３０分～午後６時３０分 青山保育園　午前７時００分～午後７時００分
通常保育時間	平　日　午前８時００分～午後４時００分 土曜日　午前８時００分～正午
登園時間	ご家庭の状況に合わせて、午前９時までに登園してください。
降園時間	平　日　午後３時３０分から 土曜日　正午から

３．休園日

日曜日、国民の祝日（振替休日を含む）、年末年始（１２月２９日～１月３日）

その他、町長が必要と認めた日

４．保育場所

【　豊山町立　豊山保育園　】

所在地	〒４８０－０２０２ 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄６８番地
電話番号	０５６８－２８－２８８８
ＦＡＸ	０５６８－２８－２９０２
定員	２２０人（令和７年４月１日現在）
開園時間	午前７時３０分～午後６時３０分
保育内容	生後７か月目からの保育（通常保育、長時間保育、乳児保育、障がい児保育、病後児保育）、一時的保育（非定型的保育、緊急保育、私的理由保育）
施設概要	敷地面積　3,０４７．０㎡ 建物面積　1,７７２．８㎡ 構　造　鉄筋コンクリート２階建て
開設年月日	昭和４８年９月１日
設置者	豊山町長

【　豊山町立　冨士保育園　】

所　在　地	〒４８０－０２０２ 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字流川４６番地
電 話 番 号	０５６８－２８－３４５９
Ｆ　Ａ　Ｘ	０５６８－２８－３５０９
定　　員	１８０人（令和７年４月１日現在）
開 園 時 間	午前７時３０分～午後６時３０分
保 育 内 容	生後７か月目からの保育（通常保育、長時間保育、乳児保育、障がい児保育）、一時的保育（緊急保育のみ）
施 設 概 要	敷地面積　２,９６５．０㎡ 建物面積　１,５６９．４㎡ 構　　造　鉄筋コンクリート２階建て
開設年月日	昭和４７年４月１日
設　置　者	豊山町長

※土曜日保育の実施園は、豊山保育園と青山保育園の２園です。冨士保育園児は、豊山保育園で実施します。

【　豊山町立　青山保育園　】

所　在　地	〒４８０－０２０１ 愛知県西春日井郡豊山町大字青山字東栄１２番地
電 話 番 号	０５６８－２８－３５６２
Ｆ　Ａ　Ｘ	０５６８－２８－３６９７
定　　員	１３２人（令和７年４月１日現在）
開 園 時 間	午前７時００分～午後７時００分
保 育 内 容	生後７か月目からの保育（通常保育、長時間保育、障がい児保育）、一時的保育（非定型的保育、緊急保育、私的理由保育）※2 歳児以上
施 設 概 要	敷地面積　３,３４３．８㎡ 建物面積　１,７３６．９㎡ 構　　造　鉄筋コンクリート２階建て
開設年月日	平成１４年９月１日
設　置　者	豊山町長

※青山保育園は平成２７年４月１日から社会福祉法人檸檬会（れもんかい）が指定管理者として保育を実施しています。

２　保育年齢

保育入園対象年齢は、生後７か月目から５歳までです。入園のクラス年齢は令和７年４月１日現在の満年齢によります。

【　令和７年度保育園児童年齢区分表　】

年齢区分	生年月日による区分
５　歳　児	平成３１年４月２日　～　令和　２年４月１日
４　歳　児	令和　２年４月２日　～　令和　３年４月１日
３　歳　児	令和　３年４月２日　～　令和　４年４月１日
２　歳　児	令和　４年４月２日　～　令和　５年４月１日
１　歳　児	令和　５年４月２日　～　令和　６年４月１日
０　歳　児	令和　６年４月２日　～　令和　６年９月３０日

３　入園手続き

１．実施児について

入園申込みをできる方は、別表の保育を必要とする理由に該当する方です。

提出書類は、①２号・３号認定　教育・保育給付認定申請書　兼　保育園入園申込書、②保育を必要とする申出・証明書、の２種類です。

「②保育を必要とする申出・証明書」は、別表のとおり、保育を必要とする理由によって異なります。入園承諾の可否については、保育園入園申込書及び関係証明書類の審査に基づき、優先度を決定しますので、正確に記入してください。

【　保育を必要とする理由及び申出・証明書　】　　（別表）

保育を必要とする理由	保育を必要とする申出・証明書	
就労 １月あたり６０時間以上の仕事をしている場合	外勤の場合	就労証明書（※１）
	自営・内職の場合	就労証明書とその他書類（※２）
妊娠・出産（※３）	添付書類は必要ありません。（子ども応援課から保健センターに出産予定日を確認することに御同意いただきます。）	
疾病	医師の診断書	
障がい	身体障害者手帳・精神手帳・療育手帳（障害の程度が確認できる部分の写し）と医師の診断書	
介護等	医師の診断書、看護（介護）申立書	
求職活動（※４）	求職活動申立書	
災害復旧	り災したことがわかる書類	
就学（※５）	在学中であることがわかる書類（在学証明書・学生証等）	
育児休業中の新規利用	育児休業中で保育園を利用（３歳以上児に限る）	
その他	町長が特に保育の必要性が高いと判断した場合	

※１　就労証明書は全国標準書式を使用しています。

※２　自営業の方は、次のいずれかの書類も提出してください。

・確定申告書の写し、登記事項証明書、営業許可書などの業の許可証、税務署へ提出する開業届出書、事業の名称・所在地・内容などが分かるパンフレットやホームページ

・家庭内労働で認定申請する場合には、家庭内労働の実態が分かる給与明細等の写しが必要です。

※３　出産予定日から起算して８週（５６日）前の日の属する月の初日から、出産予定日から起算して８週（５６日）を経過する日の翌日が属する月の末日までが保育実施期間です。転入された方は親子健康手帳の写しが必要になります。

※４　入園後６０日以内に就労証明書で就労開始が証明できない場合は、退園していただきますのでご承知おきください。

※５　学校教育法に定める教育施設、職業能力開発促進法に定める施設、職業能力開発総合大学校に通う方です。

２．私的契約児について

私的契約とは、３歳児以上で上記の入園基準に該当しなくても、定員に余裕がある場合に限り入園できる制度です（富士保育園のみで実施）。入園順位は受付順とさせていただきます。

私的契約児の保育時間は午前８時～午後４時で、延長保育や長時間保育は利用できません。保育期間は最長１年で、翌年度も引き続き保育園の入園を希望される場合には、再度保育園の入園手続きが必要です。

４　入園判定基準

１．実施児について

保護者、児童、家族構成、その他の状況を勘案し、保育の必要性の高い順に入園児童を選考します。

第１希望の保育園において、定員を超える入園申込みがあった場合は、入園承諾基準指数表に基づき指数の高い方から順に入園を承諾します。

第２、第３希望の保育園に入園していただくこともありますのでご了承ください。

２．私的契約児について

入園順位は、入園申込みの受付順です。定員に余裕がある場合に限り入園できる制度ですので、入園できない場合があります。

５　入園申込の受付・内科健診・面接（令和７年４月入園の場合）

※令和７年４月中旬までに復職される方。（入園後、４月中に復職されているか確認を行います。）

１．入園申込の受付・内科健診

保育園入園申込受付・内科健診は、下記の通り行います。入園申込受付後、同日に入園前の内科健診を受けていただきます。

受付日時　令和６年１０月３１日（木）のみ
時間は９時３０分から１１時４５分の間で指定します。（予約制）
申込書配布時に受付時間を指定します。

受付場所　豊山町社会教育センター　研修室１・研修室２

申込書などの必要書類を、以下のとおり窓口で配布します。

申込書配布期間　令和６年１０月１日（火）～令和６年１０月２５日（金）
（土日休日を除く）
午前８時３０分～午後５時１５分

申込書配布場所　役場１階５番窓口　子ども応援課　子ども応援グループ

※転入等で、遠方のため、必要書類を役場に取りに来られず、郵送をご希望の方は、お電話ください。

入園手続きに必要な書類をご持参の上、指定された時間帯にお越しください。

指定の日時に申込みができない方は、令和６年１１月７日（木）まで子ども応援課子ども応援グループ（役場１階５番窓口）で受け付けます。

２．面接

面接を下記のとおり行いますので、入園第１希望の保育園の指定時間にお子様と一緒に来園してください。面接時間は申込書受付時（１０月３１日）に決定します。

面　　接　**日　　時　令和６年１１月１４日（木）・１５日（金）**
１３時から１７時（予約制）
場　　所　第一希望園
持 ち 物　児童保健調査票

※上記日程に面接が受けられない方は、入園第１希望の保育園に欠席する旨をご連絡の上、令和６年１１月中に日程を調整いただき受けていただきます。

６　入園申込の受付（令和７年５月以降入園の場合）

※令和７年５月以降に復職される方

１．入園申込の受付・内科健診

年度途中の保育園入園申込受付は、下記の通り行います。期限を過ぎての申請は、受け付けることができないでご了承ください。

令和7年度　途中入園日・申込締切日等一覧

入園日	申込み開始日	申込み締め切り日	面接・健康診断
目安	45日前 ※休日の場合は 前開庁日とする	1月前 ※休日の場合は 翌開庁日とする	毎月15日頃（目安） ※休日の場合は 前開庁日とする
令和７年５月中	令和７年３月17日(月)	令和７年４月１日(火)	令和７年４月15日(火)
令和７年６月中	令和７年４月17日(木)	令和７年５月１日(木)	令和７年５月15日(木)
令和７年７月中	令和７年５月16日(金)	令和７年６月２日(月)	令和７年６月13日(金)
令和７年８月中	令和７年６月17日(火)	令和７年７月１日(火)	令和７年７月15日(火)
令和７年９月中	令和７年７月18日(金)	令和７年８月１日(金)	令和７年８月15日(金)
令和７年10月中	令和７年８月15日(金)	令和７年９月１日(月)	令和７年９月12日(金)
令和７年11月中	令和７年９月17日(水)	令和７年10月１日(水)	令和７年10月15日(水)
令和７年12月中	令和７年10月17日(金)	令和７年11月４日(火)	令和７年11月14日(金)
令和８年１月中	令和７年11月17日(月)	令和７年12月１日(月)	令和７年12月15日(月)
令和８年２月中	令和７年12月18日(木)	令和８年１月５日(月)	令和８年１月15日(木)
令和８年３月中	令和８年１月15日(木)	令和８年２月２日(月)	令和８年２月13日(金)

例：令和７年８月入園希望の場合

→申込期間：６月１７日（火）～７月１日（火）締め切り厳守

７月１０日頃までに、子ども応援課内で入園承諾基準指数表に基づき審査を行い、指数の高い方からお電話で入園する・しないの確認させていただきます。

入園する場合は、その後に保育園との面接を行い、杉山医院で健康診断※を受けていただきます。

※直近（申請締め切り日から３か月以内）で、保健センターの乳幼児健診を受けている場合は、そちらの結果を提出してください。

面接と健康診断の結果の提出確認後、決定通知を送付させていただきます。

７　保育認定区分及び保育料等

１．保育認定区分

（１）年齢による認定区分

豊山町立保育園は、２号認定または３号認定となります。

年　齢	年齢の認定区分
３歳以上児	２号認定
３歳未満児	３号認定

（２）保育必要理由に基づく保育必要量等の認定区分

保育必要理由によって、認定期間や保育必要量の認定が異なります。

保育必要理由	認定期間	保育必要量の認定区分
就労（月１２０時間以上）	就労期間	標準時間認定 （１日最長１１時間の保育）
就労(月６０時間以上１２０時間未満)		短時間認定 （１日最長８時間の保育）
妊娠	出産予定日から起算して８週（５６日）前の日の属する月の初日から	標準時間認定 （１日最長１１時間の保育）
出産	出産予定日から起算して、８週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	
保護者の疾病・障害	通院・入院期間	
災害復旧	申立期間	
求職活動	最長６０日間	短時間認定 （１日最長８時間の保育）
育児休業中	育児休業が終了する月の末日まで	
同居又は長期入院している親族の介護・看護	介護・看護期間	介護時間・就学時間に準じて認定
就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む。)	卒業予定日または終了予定日が属する月の末日まで	

２．保育料

３歳以上児の保育料　※３歳児は、満３歳になって最初の４月１日を迎えた子どもです。

令和元年１０月から幼児教育・保育の無償化が開始したことに伴い、３歳以上児（私的契約児を除く）の保育料は、無料です。

ただし、給食費（副食費）については、当分の間、子育て支援のため無料とします。

詳細については、次ページの「３．３歳以上児の給食費（副食費）」を参照してください。

３歳未満児の保育料

３歳未満児の保育料は、下記（１）～（３）のとおり、所得や世帯状況に応じた金額をお支払いいただきます。給食費（副食費）は、保育料の中に含まれているため、別途費用徴収はありません。

（１）階層区分の算出方法

保育料は、子どもと同一世帯に属する父母と「主たる生計者である」扶養義務者（祖父母等を含む）の町民税所得割額を基に【表１】の階層区分で算出します。

（参考）令和７年度４月～８月の保育料：令和６年度の町民税所得割額等を基準に算定
令和７年度９月～３月の保育料：令和７年度の町民税所得割額等を基準に算定

【表１】

区　分			保育料（月額）	
			３号認定	
階層区分	世帯状況		３歳未満児	
			標準時間	短時間
Ａ	生活保護世帯		0円	0円
Ｂ	Ａ階層を除き、町民税非課税世帯		0円	0円
Ｃ	Ａ階層を除き、所得税非課税世帯		10,100円	10,000円
Ｄ１	町民税所得割額が右欄の区分に該当する世帯	97,000円未満	16,000円	15,800円
Ｄ２		110,000円未満	18,900円	18,600円
Ｄ３		169,000円未満	26,800円	26,400円
Ｄ４		230,000円未満	32,500円	32,000円
Ｄ５		301,000円未満	37,600円	37,000円
Ｄ６		330,000円未満	40,600円	40,000円
Ｄ７		330,000円以上	44,700円	44,000円

備考　所得割額を計算する場合には、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除は適用しません。
保育料を算定する際に用いる子どもの年齢は、当該年度の初日の前日における年齢によるものとし、当該年度中は、その年齢を適用します。

（２）ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯等への減額

子どものいる世帯が、次の①から③のいずれかの世帯に該当し、かつ【表２】の階層区分に該当する場合は、【表２】の保育料とします。また、【表２】に該当する世帯の場合、２人目以降の子どもの保育料を無料とします。

①「ひとり親世帯等」　母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養している者の世帯及びこれに準ずる父子家庭世帯

②「在宅障がい児（者）のいる世帯」　次に掲げる児（者）を有する世帯

- 身体障害者福祉法に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

③「その他の世帯」　保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

【表２】

区　分		保育料（月額） ３号認定	
階層区分	世帯状況	３歳未満児	
		標準時間	短時間
Ｂ	町民税非課税世帯	0円	0円
Ｃ	所得税非課税世帯	4,050円	4,000円
Ｄ１	所得割額77,101円未満	8,000円	7,900円

（３）２人以上子どものいる世帯への減額

①【表１】のＢ階層に認定された世帯は、最年長の子どもから順に２人目以降は無料とします。

②【表１】のＣ階層またはＤ１階層（うち町民税所得割額が５７，７００円未満の場合）に該当する世帯は、最年長の子どもから順に２人目の保育料は半額、３人目以降は無料とします（【表２】に該当する世帯を除く）。

③【表１】のＤ１階層（うち町民税所得割額が５７，７００円以上の場合）、Ｄ２階層からＤ７階層までのいずれかに該当する世帯で、同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に保育園・幼稚園を利用している場合、小学校就学前の最年長の子どもから順に２人目の保育料は半額、３人目以降については無料とします（【表２】に該当する世帯を除く）。

④保護者などが養育・監護している子ども（当該年度初日において１８歳に満たない者をいう。）が３人以上いる世帯の子どものうち、当該世帯の３人目以降の子ども（私的契約を除く。）として入園する場合、その子どもの保育料を無料とします。

３．３歳以上児の給食費（副食費）

保育園給食に係る食材料費のうち、副食費（おかず・デザート・おやつ等）は、４，８００円ですが、当分の間、子育て支援のため無料としますので、保護者の方の負担はありません。（この事業には、防衛省の「特定防衛施設周辺整備調整交付金」を活用しています。）

年齢区分	世帯状況等	副食費（月額）
３歳以上児（私的契約児を除く）	下記以外の子ども	４，８００円 ただし、実際の負担は<u>０円</u>
	年収３６０万円未満相当世帯の子ども（町民税所得割額５７，７００円未満世帯の子ども） ※ひとり親世帯、在宅障がい児（者）世帯等は、町民税所得割額７７，１０１円未満世帯の子ども	０円
	全所得階層の第３子以降 ※１８歳未満の子どもが３人以上いる場合で３人目以降	

（参考）令和７年度４月～８月の副食費：令和６年度の町民税所得割額を基準に算定
令和７年度９月～３月の副食費：令和７年度の町民税所得割額を基準に算定

４．延長保育料

保育短時間認定（８時間）の子が、７時３０分～８時、１６時～１８時３０分（青山保育園は、７時～８時、１６時～１９時）、保育標準時間認定（１１時間）の子どもが、７時～７時３０分、１８時３０分～１９時（青山保育園に限る）の保育を受ける場合には、下表のとおり延長保育料（月額）を徴収します。

低所得世帯等の減免については、生活保護世帯等は無料とします。また、小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に延長保育を受けた場合には、２人目は半額、３人目以降は無料とします。なお、延長保育の保育料は、３か月に１回徴収します。

	7時	30分	8時	16時	17時	18時	30分	19時
保育時間			通常保育時間 ８：００　～　１６：００					
標準時間 （豊山・冨士）	―	（長時間保育）	保育標準時間認定（11時間） ７：３０　～　１８：３０	（長時間保育）			―	
標準時間 （青山）	200円	（長時間保育）	保育標準時間認定（11時間） ７：３０　～　１８：３０	（長時間保育）			200円	
短時間 （豊山・冨士）	―	200円	保育短時間認定（８時間） ８：００　～　１６：００	400円	400円	200円	―	
短時間 （青山）	200円	200円	保育短時間認定（８時間） ８：００　～　１６：００	400円	400円	200円	200円	

※延長保育料は、令和元年１０月から開始した幼児教育・保育の無償化の対象外です。

５．私的契約保育料

年齢区分	保育料（月額）
４歳以上児	２０，１００円
３歳児	２３，６００円

※私的契約保育料は、幼児教育・保育の無償化の対象外です。

【問 合 せ】
豊山町　生活福祉部　子ども応援課　子ども応援グループ
（豊山町役場　１階　５番窓口）
〒４８０－０２９２
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄２６０番地
ＴＥＬ　０５６８－２８－０９３６
ＦＡＸ　０５６８－２８－２８７０
Ｅｍａｉｌ　kodomo@town.toyoyama.lg.jp